

3

生鮮食品

「生鮮食品」とは、加工食品及び添加物以外の食品として別表第2に掲げるものをいいます。

業務用生鮮食品 生鮮食品のうち、加工食品の原材料となる生鮮食品

一般用生鮮食品 業務用生鮮食品を除く生鮮食品

【注意】販売先の使用用途が不明な場合は、「一般用生鮮食品」としての表示が必要となります。

一般用生鮮食品

表示
方法

一般消費者や使用する者が読みやすく、理解しやすいような日本語で、「容器包装に入れられた生鮮食品」にあつては、容器包装を開かないでも容易に見ることができるように容器包装の見やすい箇所に表示（※）します。
また、「容器包装に入れられていない生鮮食品」にあつては、製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示します。

※ 表示に用いる文字の色及び大きさは、背景の色と対照的な色で、JISZ8305に規定する8ポイントの活字以上の大きさで表示します。
なお、表示可能面積がおおむね150cm²以下の場合は5.5ポイントの活字以上の大きさで表示することができます。

また、容器包装に入れられた「玄米及び精米」の文字の大きさについては、38ページを御参照ください。

容器包装の形状等により当該容器包装に直接表示することが困難な場合は、次の表示をもって、容器包装への表示に代えることができます。

- ① 透明な容器包装に包装されている等、必要な表示事項が外部から容易に確認できる場合にあっては、当該容器包装に内封されている表示書
- ② 容器包装に結び付ける等、当該容器包装と一体となっている場合にあっては、当該容器包装に結び付けられた札、票せん、プレート等

表示
対象

生鮮食品（設備を設けて飲食させる場合、容器包装に入れずに生産した場所で販売する場合又は容器包装に入れずに不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）

【農産物】

別表第2「農産物」抜粋

農産物（きのこ類、山菜類及びたけのこを含む。）

- (1) 米穀（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び精麦又は雑穀を混合したものを含む。）
玄米、精米（※ 容器包装に入れられた玄米及び精米の表示については、38ページを御参照ください。）
- (2) 麦類（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含む。）
大麦、はだか麦、小麦、ライ麦、えん麦
- (3) 雑穀（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含む。）
とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、もろこし、はとむぎ、その他の雑穀
- (4) 豆類（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含み、未成熟のものを除く。）
大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、緑豆、落花生、その他の豆類
- (5) 野菜（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結させたものを含む。）
根菜類、葉茎菜類、果菜類、香辛野菜及びつまもの類、きのこ類、山菜類、果実的野菜、その他の野菜
- (6) 果実（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結させたものを含む。）
かんきつ類、仁果類、核果類、しょう果類、穀果類、熱帯性及び亜熱帯性果実、その他の果実
- (7) その他の農産食品（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結させたものを含む。）
糖料作物、こんにゃくいも、未加工飲料作物、香辛料原材料、他に分類されない農産食品

（表示例） ○未包装表示例



○事前包装表示例

レモン
アメリカ産
防かび剤（イマザリル、オルトフェ
ニルフェノール）を使用しています



横断的義務表示事項



■農産物共通表示事項（食品表示基準第18条第1項）

◆ 名称 衛生事項 品質事項

その内容を表す一般的な名称を表示します。

◆ 原産地 品質事項

次に定めるところにより、表示します。

● 国産品

都道府県名を表示します。市町村名その他一般に知られている地名を原産地として表示することもできます。

（表示例）大根（東京都）、りんご（八王子市）、みかん（土佐）

● 輸入品

原産国名を表示します。一般に知られている地名を原産地として表示することもできます。

（表示例）マンゴー（タイ）、オレンジ（カリフォルニア州）、たまねぎ（福建省）

● 同じ種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを混合した場合

当該生鮮食品の製品に占める重量の割合の高いものから順に表示します。

（表示例）りんご（青森県、長野県）、小松菜（埼玉県、神奈川県、東京都）

● 異なる種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを切断せずに詰め合わせた場合

当該生鮮食品それぞれの名称に併記します。

（表示例）にんじん（神奈川県）・たまねぎ（千葉県）・じゃがいも（北海道）

■一定の農産物共通表示事項（食品表示基準第18条第2項）

農産物共通表示事項に定めるほか、以下の食品に該当する場合は、各食品に掲げる表示事項について、食品表示基準第18条第2項の表に規定された表示方法に従い表示します。

◆ 放射線を照射した食品：放射線照射に関する事項 衛生事項

放射線を照射した旨及び放射線を照射した年月日である旨の文字を冠したその年月日を表示します。

◆ 別表第16及び別表第18の下欄に掲げる対象農産物：遺伝子組換え農産物に関する事項 衛生事項 品質事項

生鮮食品の「遺伝子組換え農産物に関する事項」は、別表第16に掲げる「対象農産物」及び別表第18に掲げる形質を有する「特定遺伝子組換え農産物」に必要な表示事項です。

なお、詳細については、47ページを御参照ください。

◆ 乳児用規格適用食品：乳児用規格適用食品である旨 衛生事項

食品衛生法で規定された乳児用規格適用食品については、「乳児用規格適用食品」の文字を表示します。ただし、乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略することができます。

◆ 特定商品の販売に係る計量に関する政令第5条に規定する「特定商品」であって密封されたもの：①内容量、②食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 計量法

① 内容量

計量法の規定に従い表示します（67ページ参照）。

② 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示します。

◆ 特定保健用食品 保健事項

詳細については、55ページを御参照ください。

◆ 機能性表示食品 保健事項

詳細については、56ページを御参照ください。

個別的義務表示事項

■ 個別的農産物義務表示事項（食品表示基準第19条及び別表第24）

一般用生鮮食品のうち、別表第24に掲げる農産物を販売する際には、各農産物に規定された表示事項及び表示の方法に従い表示する必要があります。

別表第24（農産物抜粋）

食品	表示事項		
シアン化合物を含有する豆類	・ アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）	・ 輸入年月日	・ 添加物
	・ 加工所の所在地（輸入品にあっては輸入業者の営業所所在地）及び加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称）	・ 使用の方法（※１）	
しいたけ	・ 栽培方法（表示例）「原木」、「菌床」、「原木・菌床」、「菌床・原木」		
アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイア、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんご	・ アレルゲン（特定原材料に由来する添加物（抗原性が認められないもの及び香料を除く。）を含むものに限る。）	・ 保存方法（※２）	・ 消費期限又は賞味期限（※３）
	・ 加工所の所在地（輸入品にあっては輸入業者の営業所所在地）及び加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称）（※３）	・ 添加物（※４）	
玄米及び精米（容器包装に入れられたもの）	38ページを御参照ください。		

※1：食品衛生法第13条第1項の規定により定められた使用基準に合う方法を表示します。

※2：常温で保存すること以外にその保存方法に関し留意すべき特段の事項がない場合は省略することができます。

※3：省略することができます。

※4：防ばい剤又は防かび剤として使用される添加物以外の添加物を含むものにあつては、当該添加物の物質名の表示及び一括名の表示を省略することができます。

義務表示の特例【表示不要事項】（食品表示基準第20条）

農産物のうち、次の表に掲げる場合にあつては、該当する表示事項は不要です。

第20条表（農産物抜粋）

① 生産した場所で販売する場合	・名称（容器包装に入れられたシアン化合物を含有する豆類、アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイア、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんごを除く。）		
② 不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合	・原産地	・内容量	・食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
	・玄米及び精米に関する事項	・栽培方法（しいたけに限る。）	
容器包装に入れないで販売する場合	・名称（生産した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合に限る。）		
	・乳児用規格適用食品である旨	・放射線照射に関する事項	・内容量
	・食品関連事業者の氏名又は名称及び住所	・別表第24の中欄に掲げる表示事項（栽培方法を除く。）	

未包装農産物の防ばい剤又は防かび剤の表示について

防ばい剤又は防かび剤として使用される添加物及びこれを含む製剤を使用したアボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイア、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんごについては、容器包装に入れないで消費者に販売する場合であっても、製品に近接した掲示その他の見やすい場所に、これを使用した旨の表示をしてください。

食品表示基準では容器包装に入れないで販売する場合、別表第24の中欄に掲げる表示事項は不要とされていますが、「食品表示基準について」（平成27年3月30日付消食表第139号）により上記の表示が求められています。

任意表示（食品表示基準第21条）

農産物のうち、次に掲げる表示事項が一般用生鮮食品の容器包装に表示される場合には、定められた表示の方法に従い表示する必要があります。

- ◆ 栄養成分（栄養成分の総称、その構成成分、前駆体及びその他これらを示唆する表現を含む。）及び熱量
 - ◆ ナトリウムの量
 - ◆ 栄養機能食品に係る栄養成分の機能
 - ◆ 栄養成分の補給ができる旨
 - ◆ 栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨
- 保健事項

保健事項

保健事項

保健事項

保健事項
- 詳細は
53ページ
参照

表示の方式等（食品表示基準第22条）

食品表示基準第22条に掲げる「農産物」に係る栄養成分表示以外のその他の表示規定は以下のとおりです。

第22条（農産物抜粋）

食品	その他規定
容器包装に入れられた農産物（生鮮食品）	・次に掲げる事項は、製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示することができます。 （1）名称（放射線を照射した食品、保健機能食品及びシアン化合物を含有する豆類を除く。） （2）原産地 （3）遺伝子組換え農産物に関する事項（特定遺伝子組換え農産物を含む対象農産物に関する事項に限る。） （4）栽培方法（しいたけに限る。）

表示禁止事項（食品表示基準第23条）

食品表示基準第18条、第19条及び第21条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の農産物の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示してはいけません。

なお、玄米及び精米（消費者に販売するために容器包装に入れられたもの）については、40ページの表示禁止事項も御参照ください。

（生鮮食品全般表示禁止事項）

- 1 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- 2 第18条又は第19条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- 3 製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

（特定の食品以外に規定された表示禁止事項）

- 4 乳児用規格適用食品以外の食品：乳児用規格適用食品である旨を示す用語又はこれと紛らわしい用語
- 5 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物以外の食品：当該作物である食品に関し遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨（遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨を含む。）を示す用語
- 6 対象農産物（組換えDNA技術を用いて生産された別表第16に掲げる農産物）以外の作物：当該農産物に関し遺伝子組換えでないことを示す用語（※）
※ 生産した場所で販売される食品又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）される食品にあつては、表示禁止事項から除かれます。

（栄養成分表示に係る表示禁止事項）

- 7 機能性表示食品
- 8 栄養機能食品
- 9 保健機能食品（特定保健用食品、機能性表示食品及び栄養機能食品をいう。）以外の食品

詳細は
57ページ
参照

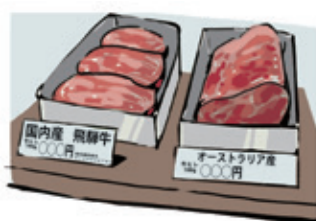
【畜産物】

別表第2「畜産物」抜粋

畜産物

- (1) 食肉（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。）
牛肉、豚肉及びいのしし肉、馬肉、めん羊肉、山羊肉、うさぎ肉、家きん肉、その他の肉類
- (2) 乳
生乳、生山羊乳、その他の乳
- (3) 食用鳥卵（殻付きのものに限る。）
鶏卵、アヒルの卵、うずらの卵、その他の食用鳥卵
- (4) その他の畜産食品（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。）

(表示例) ○対面販売表示例



○事前包装表示例

和牛(黒×褐)	牛ヒレ	国産
個体識別番号※	1234567890	
100g 当たり	500 円	
内容量	200 g	
消費期限	20××.11.27	
保存方法	4℃以下で保存すること	
加工者	〇〇株式会社	
	東京都〇〇市〇〇町1-2-3	



※ 国産の牛肉には、牛トレーサビリティ法（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法）による10桁の個体識別番号の表示が必要です。

横断的義務表示事項



■畜産物共通表示事項（食品表示基準第18条第1項）

◆ 名称 **衛生事項** **品質事項**

その内容を表す一般的な名称を表示します。

食肉にあっては鳥獣の種類（動物名）を表示し、鳥獣の内臓にあっては「牛肝臓」、「心臓（馬）」等と表示します。
なお、名称から鳥獣の種類が十分判断できるものについては、鳥獣の種類の表示を省略することができます。

◆ 原産地 **品質事項** 次に定めるところにより、表示します。

● 国産品（※）

「国産」である旨を表示します。主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示することもできます。

また、国産品に主たる飼養地が属する都道府県と異なる都道府県に属する地名を表示するときは、当該地名のほか、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として表示する必要があります。

(表示例) 牛肉（国内産）、豚肉（国産）、鶏肉（鹿児島県）

※ 国内における飼養期間が外国における飼養期間（2ヶ国以上の外国において飼養された場合には、それぞれの国における飼養期間）より短い家畜を国内でと畜して生産したものは、輸入品としての表示になります。

● 輸入品

「原産国名」を表示します。2ヶ国以上の外国において飼養された場合には、飼養期間が最も長い国の国名を表示します。

(表示例) 牛肉（オーストラリア産）、鶏肉（ブラジル）

● 同じ種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを混合した場合

当該生鮮食品の製品に占める重量の割合の高いものから順に表示します。

(表示例) 牛肉（アメリカ産、オーストラリア産）、豚肉（国産、カナダ）

● 異なる種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを切断及び割卵等せずに詰め合わせた場合

当該生鮮食品それぞれの名称に併記します。

(表示例) 鶏卵（茨城県）・うずらの卵（愛知県）

「主たる飼養地」とは、最も飼養期間が長い場所をいいます。



■一定の畜産物共通表示事項（食品表示基準第18条第2項）

畜産物共通表示事項に定めるほか、以下の食品に該当する場合は、各食品に掲げる表示事項について、食品表示基準第18条第2項の表に規定された表示方法に従い表示します。

◆ 乳児用規格適用食品：乳児用規格適用食品である旨 **衛生事項**

食品衛生法で規定された乳児用規格適用食品については、「乳児用規格適用食品」の文字を表示します。ただし、乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略することができます。

◆ 特定商品の販売に係る計量に関する政令第5条に規定する「特定商品」であつて密封されたもの：①内容量、②食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 **計量法**

- ① 内容量 計量法の規定に従い表示します（67ページ参照）。
- ② 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示します。

◆ 特定保健用食品 **保健事項**

詳細については、55ページを御参照ください。

◆ 機能性表示食品 **保健事項**

詳細については、56ページを御参照ください。

個別的義務表示事項

■個別的畜産物義務表示事項（食品表示基準第19条及び別表第24）

一般用生鮮食品のうち、別表第24に掲げる畜産物を販売する際には、各畜産物に規定された表示事項及び表示の方法に従い表示する必要があります。

別表第24（畜産物抜粋）

食品	表示事項			
食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）	・アレルギー（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）		・保存方法（※１）	・消費期限又は賞味期限
	・添加物	・加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称（※７）		
	・鳥獣の種類	・処理を行った旨（※２）	・飲食に供する際にその全体について十分な加熱を要する旨（※２）	・生食用である旨（※３）
	・と畜場の所在地の都道府県名（輸入品にあつては、原産国名）及びと畜場の名称（※３）		・加工施設の所在地の都道府県名（輸入品にあつては、原産国名）及び加工施設の名称（※３）	
	・一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨（※３）		・子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨（※３）	
生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳	生乳、生山羊乳、生めん羊乳又は生水牛乳である旨（※４）			
鶏の殻付き卵	・アレルギー（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）		・保存方法（※５）	・賞味期限（※６）
	・添加物	・採卵施設等の所在地及び採卵した者等の氏名（※７）	・使用の方法（※８）	・生食用である旨（※９）
	・１０℃以下で保存することが望ましい旨（※９）		・賞味期限を経過した後は飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨（※９）	
	・加熱加工用である旨（※１０）		・飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨（※１０）	

- ※1：食品衛生法第13条第1項の規定により定められた保存の方法の基準に合う方法を表示します（8ページ参照）。
- ※2：刃を用いてその原形を保ったまま筋及び繊維を短く切断する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理（調味料に浸潤させる処理及び他の食肉の断片を結着させ成型する処理を除く。）を行ったものに限りします。
- ※3：牛肉（内臓を除く。）であつて生食用のものに限りします。
- ※4：生乳のうち、ジャージー種の牛から搾取したものにあつては、「ジャージー種」等ジャージー種の牛から搾取した旨を示す文字を表示します。
- ※5：常温で保存すること以外にその保存方法に関し留意すべき特段の事項がない場合は、省略することができます。
- ※6：賞味期限の表示は、鶏の殻付き卵が産卵された年月日、採卵した年月日、重量及び品質ごとに選別した年月日又は包装した年月日の文字を冠したその年月日の表示をもって、これに代えることができます（生食用のものを除く）。
- ※7：輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地及び輸入業者の氏名又は名称を表示します。
- ※8：食品衛生法第13条第1項の規定により定められた使用基準に合う方法を表示します。
- ※9：生食用のものに限りします。
- ※10：生食用のものを除きます。

義務表示の特例【表示不要事項】（食品表示基準第20条）

畜産物のうち、次の表に掲げる場合にあっては、該当する表示事項は不要です。

第20条表（畜産物抜粋）

① 生産した場所で販売する場合 ② 不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合	・名称（容器包装に入れられた食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）、生乳、生山羊乳、生めん羊乳、生水牛乳、鶏の殻付き卵を除く。） ・内容量	・原産地 ・食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
容器包装に入れないで販売する場合	・名称（生産した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合に限る。） ・内容量 ・別表第24の中欄に掲げる表示事項	・乳児用規格適用食品である旨 ・食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

任意表示（食品表示基準第21条）

畜産物のうち、次に掲げる表示事項が一般用生鮮食品の容器包装に表示される場合には、定められた表示の方法に従い表示する必要があります。

- ◆ 栄養成分（栄養成分の総称、その構成成分、前駆体及びその他これらを示唆する表現を含む。）及び熱量 **保健事項**
- ◆ ナトリウムの量 **保健事項**
- ◆ 栄養機能食品に係る栄養成分の機能 **保健事項**
- ◆ 栄養成分の補給ができる旨 **保健事項**
- ◆ 栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨 **保健事項**

詳細は
53ページ
参照

表示の方式等（食品表示基準第22条）

食品表示基準第22条に掲げる「畜産物」に係る栄養成分表示以外のその他の表示規定は、以下のとおりです。

第22条（畜産物抜粋）

食品	その他規定
容器包装に入れられた畜産物（生鮮食品）	・次に掲げる事項は、製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示することができます。 （1）名称（鶏の殻付き卵（保健機能食品を除く。）に限る。） （2）原産地

表示禁止事項（食品表示基準第23条）

食品表示基準第18条、第19条及び第21条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の畜産物の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示してはいけません。

（生鮮食品全般表示禁止事項）

- 1 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- 2 第18条又は第19条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- 3 製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

（特定の食品以外に規定された表示禁止事項）

- 4 乳児用規格適用食品以外の食品：乳児用規格適用食品である旨を示す用語又はこれと紛らわしい用語

（栄養成分表示に係る表示禁止事項）

- 5 機能性表示食品
- 6 栄養機能食品
- 7 保健機能食品（特定保健用食品、機能性表示食品及び栄養機能食品をいう。）以外の食品

詳細は
57ページ
参照

生食用牛肉の注意喚起表示について（食品表示基準第40条）

生食用牛肉（ユッケ、タルタルステーキ、牛刺し、牛タタキなど）は食品衛生法で規格基準が定められているため、消費者に販売される生食用牛肉は規格基準が遵守されたものでなければなりません。

食品表示基準では、容器包装に入れないで生食用牛肉を販売する場合には、店舗（飲食店等）の見やすい場所に（※1）次の①及び②を表示することを義務付けています。

- ① 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨
- ② 子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨（※2）

（※1）表示ボード、メニュー、テーブル立てなどの消費者が注文する時に目で確認できる場所に、消費者が見やすい大きさや色で表示をします。

（※2）「子供」、「高齢者」、「その他食中毒に対する抵抗力の弱い者」を示す3つの言葉を全て記載して注意喚起をします。

【水産物】

別表第2「水産物」抜粋

水産物（ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身（盛り合わせたものを除く。）、むき身、単に凍結させたもの及び解凍したもの並びに生きたものを含む。）

（1） 魚類

淡水産魚類、さく河性さけ・ます類、にしん・いわし類、かつお・まぐろ・さば類、あじ・ぶり・しいら類、たら類、かれい・ひらめ類、すずき・たい・にべ類、その他の魚類

（2） 貝類

しじみ・たにし類、かき類、いたやがい類、あかがい・もがい類、はまぐり・あさり類、ばかがい類、あわび類、さざえ類、その他の貝類

（3） 水産動物類

いか類、たこ類、えび類、いせえび・うちわえび・ざりがに類、かに類、その他の甲かく類、うに・なまこ類、かめ類、その他の水産動物類

（4） 海産ほ乳動物類

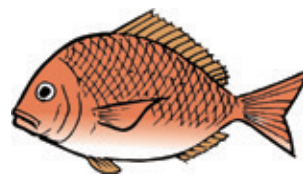
鯨、いるか、その他の海産ほ乳動物類

（5） 海藻類

こんぶ類、わかめ類、のり類、あおさ類、寒天原草類、その他の海藻類

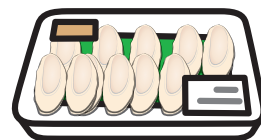
（表示例）

○対面販売表示例



マダイ
愛媛県産 養殖

○事前包装表示例



メバチマグロ	韓国産（太平洋）
解凍	（生食用）
消費期限	20××.11.06
保存方法	10℃以下
加工者	株式会社〇〇 東京都〇〇市〇〇町1-2-3

名 称	生かき（生食用）
消費期限	20××年9月15日
保存方法	10℃以下で保存してください。
採取海域	〇〇県〇〇海域
加工者	（株）〇〇水産 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

横断的義務表示事項

■水産物共通表示事項（食品表示基準第18条第1項）

◆ 名称 **衛生事項** **品質事項**

「魚介類の名称のガイドライン」に従って表示することが基本です。

なお、食品表示基準Q&Aに掲載されている別添の「魚介類の名称のガイドライン」は、「生鮮魚介類の小売販売を行う事業者等に対し、食品表示法に基づき魚介類の名称を表示し、又は情報として伝達する際に参考となる考え方や事例を示すもの」です。このため、当該ガイドラインの中で表示すべきではないとされている魚種名を表示することは不適切です。詳細は「魚介類の名称のガイドライン」を御参照ください。

◆ 原産地 **品質事項**

次に定めるところにより、表示します。

● 国産品

「水域名〔生産（採取及び採捕を含む。）した水域の名称）』又は「地域名（主たる養殖場が属する都道府県名）」を表示します。

ただし、水域名の表示が困難な場合にあっては、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の表示に代えることができます。

また、国産品にあっては水域名に水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名を併記することができます。

（表示例）しじみ（荒川）、金目鯛（銚子沖）

● 輸入品

原産国名を表示します。また、原産国名に水域名を併記することができます。

（表示例）ミナミマグロ（オーストラリア）、ブラックタイガー（ベトナム）

● 同じ種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを混合した場合

当該生鮮食品の製品に占める重量の割合の高いものから順に表示します。

（表示例）アトランティックサーモン（ノルウェー、チリ）

● 異なる種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを切断せずに詰め合わせた場合

当該生鮮食品それぞれの名称に併記します。

（表示例）ホタテ貝（サロマ湖）・サケ（石狩川）

■ 一定の水産物共通表示事項（食品表示基準第18条第2項）

水産物共通表示事項に定めるほか、以下の食品に該当する場合は、各食品に掲げる表示事項について、食品表示基準第18条第2項の表に規定された表示方法に従い表示します。

◆ 乳児用規格適用食品：乳児用規格適用食品である旨 **衛生事項**

食品衛生法で規定された乳児用規格適用食品については、「乳児用規格適用食品」の文字を表示します。ただし、乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略することができます。

◆ 特定商品の販売に係る計量に関する政令第5条に規定する「特定商品」であつて密封されたもの：①内容量、②食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 **計量法**

① 内容量

計量法の規定に従い表示します（67ページ参照）。

② 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示します。

◆ 特定保健用食品 **保健事項**

詳細については、55ページを御参照ください。

◆ 機能性表示食品 **保健事項**

詳細については、56ページを御参照ください。

個別的義務表示事項

■ 個別的水産物義務表示事項（食品表示基準第19条及び別表第24）

一般用生鮮食品のうち、別表第24に掲げる水産物を販売する際には、各水産物に規定された表示事項及び表示の方法に従い表示する必要があります。

別表第24（水産物抜粋）

食品	表示事項			
水産物	・ 解凍した旨（※１）		・ 養殖された旨（※２）	
切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）	・ アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）		・ 保存方法（※３）	・ 消費期限又は賞味期限
	・ 添加物	加工所の所在地（輸入品にあっては輸入業者の営業所所在地）及び加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称）		
	・ 生食用である旨			
ふぐの内臓を除去し、皮をはいだものの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であって、生食用でないもの	・ 処理年月日	・ 処理事業者の氏名又は名称及び住所	・ 原料ふぐの種類	・ 漁獲水域名（※４）
切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であって、生食用のもの	・ アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）		・ 保存方法（※３）	・ 消費期限又は賞味期限
	・ 添加物	加工所の所在地（輸入品にあっては輸入業者の営業所所在地）及び加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称）		
	・ 加工年月日（ロットが特定できるもの）（※５）	・ 原料ふぐの種類	・ 漁獲水域名（※４）	・ 生食用であるかないかの別（※６）
	・ 生食用である旨（※７）			
冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの	・ アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）		・ 保存方法（※３）	・ 消費期限又は賞味期限
	・ 添加物	加工所の所在地（輸入品にあっては輸入業者の営業所所在地）及び加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称）		
	・ 生食用であるかないかの別			
生かき	・ アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）		・ 保存方法（※３）	・ 消費期限又は賞味期限
	・ 添加物	加工所の所在地（輸入品にあっては輸入業者の営業所所在地）及び加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称）		
	・ 生食用であるかないかの別	・ 採取された水域（※８）		

- ※1：凍結させたものを解凍したものである場合に限りします。
- ※2：養殖されたものである場合に限りします。
- ※3：食品衛生法第13条第1項の規定により定められた保存の方法の基準に合う方法を表示します（8ページ参照）。
- ※4：原料ふぐの種類がなしふぐ（有明海、橘湾、香川県及び岡山県の瀬戸内海域で漁獲されたものに限る。）の筋肉を原材料とするもの又はなしふぐ（有明海及び橘湾で漁獲され、長崎県が定める要領に基づき処理されたものに限る。）の精巢を原材料とするものに限りします。
- ※5：加工年月日である旨の文字を冠したその年月日、ロット番号等のいずれかを表示します。
- ※6：凍結させたものに限りします。
- ※7：凍結させたものを除きます。
- ※8：生食用のものに限りします。

義務表示の特例【表示不要事項】（食品表示基準第20条）

水産物のうち、次の表に掲げる場合にあっては、該当する表示事項は不要です。

第20条表（水産物抜粋）

① 生産した場所で販売する場合 ② 不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合	・名称〔容器包装に入れられた切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）、ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であって、生食用でないもの、切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であって、生食用のもの、冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの及び生かきを除く。〕		
	・原産地	・内容量	・食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
容器包装に入れないで販売する場合	・解凍した旨	・養殖された旨	
	・名称〔生産した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合に限る。〕		・乳児用規格適用食品である旨 ・内容量 ・食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 ・別表第24の中欄に掲げる表示事項（解凍した旨及び養殖された旨を除く。）

任意表示（食品表示基準第21条）

水産物のうち、次に掲げる表示事項が一般用生鮮食品の容器包装に表示される場合には、定められた表示の方法に従い表示する必要があります。

- ◆ 栄養成分（栄養成分の総称、その構成成分、前駆体及びその他これらを示唆する表現を含む。）及び熱量 保健事項
 - ◆ ナトリウムの量 保健事項
 - ◆ 栄養機能食品に係る栄養成分の機能 保健事項
 - ◆ 栄養成分の補給ができる旨 保健事項
 - ◆ 栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨 保健事項
- 詳細は
53ページ
参照

表示の方式等（食品表示基準第22条）

食品表示基準第22条に掲げる「水産物」に係る栄養成分表示以外のその他の表示規定は以下のとおりです。

第22条（水産物抜粋）

食品	その他規定
容器包装に入れられた水産物（生鮮食品）	・次に掲げる事項は、製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示することができます。 （1）名称〔保健機能食品及び切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを含む。）を除く。〕 （2）原産地 （3）解凍した旨 （4）養殖された旨

表示禁止事項（食品表示基準第23条）

食品表示基準第18条、第19条及び第21条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の水産物の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示してはいけません。

（生鮮食品全般表示禁止事項）

- 1 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- 2 第18条又は第19条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- 3 製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

（特定の食品以外に規定された表示禁止事項）

- 4 乳児用規格適用食品以外の食品：乳児用規格適用食品である旨を示す用語又はこれと紛らわしい用語

（栄養成分表示に係る表示禁止事項）

- 5 機能性表示食品
- 6 栄養機能食品
- 7 保健機能食品（特定保健用食品、機能性表示食品及び栄養機能食品をいう。）以外の食品

詳細は
57ページ
参照

【玄米及び精米】*

* 消費者に販売するために容器包装に入れられたものに限ります。量り売り等容器包装に入れないで販売する場合は、農産物の項を御参照ください。

用語の定義（別表第3 抜粋）

- 玄米：もみから、もみ殻を取り除いて調製したもの（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び精麦又は雑穀を混合したものを含む。）
- 精米：玄米のぬか層の全部又は一部を取り除いて精白したもの（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び精麦又は雑穀を混合したものを含む。）
- もち精米：精米のうち、でん粉にアミロース成分を含まないもの
- うるち精米：もち精米以外の精米
- 原料玄米：製品の原料として使用される玄米
- 調製時期：原料玄米を調製した年月旬又は年月日
- 精米時期：原料玄米を精白した年月旬又は年月日
- 輸入時期：玄米又は精米を輸入した年月旬又は年月日



別記様式 4

（表示例） ○単一原料米

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米 ○○県 ○○ヒカリ ○○年産		
内 容 量	10kg		
精米時期	○○.○○.上旬		
販 売 者	○○米穀株式会社 ○○県○○市○○町○○○-○○ 電話番号○○○（○○○）○○○○		

○複数原料米（根拠資料を保管しており、産地等の一部を表示する場合）

名 称	精 米			
	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	アメリカ産			6割
	（○○州		○○年産	4割
	（○○州		○○年産	2割
	国内産			4割
	（○○県	□□ヒカリ		2割
	（○○県	□□ニシキ		2割
内 容 量	500g			
精米時期	○○年○月○日			
販 売 者	○○米穀株式会社 ○○県○○市○○町○○○-○○ 電話番号○○○（○○○）○○○○			

※ 表示に用いる文字は、JISZ8305に規定する12ポイント（内容量が3kg以下のものにあっては8ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示します。
また、表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対比的な色で表示します。

個別的義務表示事項

■個別的玄米及び精米義務表示事項（食品表示基準第19条及び別表第24）



一般用生鮮食品のうち、別表第24に掲げる玄米及び精米（容器包装に入れられたものに限る。）を販売する際には、別記様式4を基本に、玄米及び精米の項に規定された表示事項及び表示の方法に従い表示する必要があります。

◆ 名称 **品質事項**

「玄米」、「もち精米」、「うるち精米」又は「精米」、「胚芽精米」の中からその内容を表す名称を表示します。
なお、うるち精米のうち、胚芽を含む精米の製品に占める重量の割合が80%以上のものを「胚芽精米」、80%未満を「うるち精米」又は「精米」と表示します。

◆ 原料玄米 **品質事項**

次に定めるところにより表示します。

- 1 産地、品種及び産年が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について根拠を示す資料を保管している原料玄米の場合【単一原料米】
「単一原料米」と表示し、その産地、品種及び産年を併記します。
なお、産地については、国産品にあっては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては原産国名又は一般に知られている地名を表示します。

2 前ページ1以外の原料玄米を用いる場合【複数原料米】

「複数原料米」、「ブレンド米」、「混合米」等原料玄米の産地、品種又は産年が同一でない旨を表示し、その産地及び使用割合（原料玄米の製品に占める重量の割合）を併記します。

この場合、国産品にあっては「国内産△割」、輸入品にあっては原産国ごとに「○○産△割」と、国産品及び原産国ごとの使用割合の高い順に表示し、「○○」には国名、「△」には使用割合を表す数字を表示します。

（産地、品種又は産年の根拠を示す資料を保管している場合）

「国内産 △割」又は「○○産 △割」の表示の次に括弧を付して、保管している根拠を示す資料に基づき、当該産地（国産品にあっては都道府県名等、輸入品にあっては一般に知られている地名）、品種又は産年の3つの表示項目の全部又は一部を、対応する使用割合と併せて表示することができます。表示する場合は、次に定めるところにより表示します。

- (1) 複数の原料玄米について表示する場合には、当該原料玄米の使用割合の高い順に表示します。
- (2) 複数の原料玄米について表示することができる場合には、当該複数の原料玄米の一部の原料玄米についてのみ表示することができます。
- (3) 産地、品種及び産年の3つの表示項目の一部を表示する場合には、表示する全ての原料玄米について表示項目をそろえて表示します。
- (4) 産地の表示をする場合には、単一原料米の表示方法と同様に表示します。（国産品は都道府県名等、輸入品は一般に知られている地名）

産地、品種、産年その他の原料玄米の表示事項の根拠を確認した方法（表示確認方法）の表示について

産地、品種又は産年の全部又は一部を表示する場合は、表示確認方法について、次に定めるところにより表示することができます。

- ・当該産地、品種及び産年の3つの表示項目の全部又は一部について証明※を受けた場合には、当該産地、品種及び産年の3つの表示項目の全部又は一部について、当該証明を受けた旨を表示します。
- ・証明を受けていない場合は、表示確認方法（産地、品種及び産年の3つの表示項目については証明以外の方法に限る。）を表示します。

※ 証明とは、国産品の場合は農産物検査法による証明をいい、輸入品の場合は輸出国の公的機関等による証明をいいます。

（表示例）①農産物検査法による証明を受けている場合

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米 ○○県 ○○ヒカリ ○○年産 農産物検査証明による確認		
内 容 量	5kg		
精米時期	○○年○月○旬		
販 売 者	○○米穀株式会社 ○○県○○市○○1-2-3 電話番号○○○（△△△）××××		

②原料玄米の一部について農産物検査法による証明を受けている場合

名 称	精 米			
	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産 10割 〔○○県 ○○ヒカリ ○○年産 8割〕 農産物検査証明による			
内 容 量	5kg			
精米時期	○○年○月○旬			
販 売 者	○○米穀株式会社 ○○県○○市○○1-2-3 電話番号○○○（△△△）××××			

③産地について米トレーサビリティー法第4条に基づき伝達された根拠資料を保管した場合

名 称	精 米			
	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産 10割 〔○○県（米トレーサビリティー法による伝達）10割〕			
内 容 量	5kg			
精米時期	○○年○月○旬			
販 売 者	○○米穀株式会社 ○○県○○市○○1-2-3 電話番号○○○（△△△）××××			



◆ 内容量 品質事項 計量法

内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示します。

ただし、精麦又は雑穀を混合したものにあっては、精麦又は雑穀を合計した内容重量とし、内容重量の表示の次に括弧を付して精麦又は雑穀の最も一般的な名称にその重量及び単位を併記します。

（表示例）原料玄米と精麦、あわを混合

内容量	500g（精麦 50g、あわ 50g）
-----	---------------------

◆ 調製時期、精米時期又は輸入時期 **品質事項**

別記様式4の「精米時期」の項目について、玄米にあっては「調製時期」を、精米にあっては「精米時期」を、輸入品にあっては調製時期又は精米時期が明らかでないものにあつては「輸入時期」を項目名とし、年月旬又は年月日の順で表示します。
ただし、調製時期、精米時期又は輸入時期の異なるものを混合したものにあつては最も古い調製時期、精米時期又は輸入時期を表示します。

◆ 食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号 **品質事項**

食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示します。
ただし、表示を行う者が精米工場である場合は、別記様式4に記載のある「販売者」を「精米工場」と表示します。

任意表示（食品表示基準第21条）

玄米及び精米のうち、次に掲げる表示事項が一般用生鮮食品の容器包装に表示される場合には、定められた表示の方法に従い表示する必要があります。

- ◆ 栄養成分（栄養成分の総称、その構成成分、前駆体及びその他これらを示唆する表現を含む。）及び熱量 **保健事項**
- ◆ ナトリウムの量 **保健事項**
- ◆ 栄養機能食品に係る栄養成分の機能 **保健事項**
- ◆ 栄養成分の補給ができる旨 **保健事項**
- ◆ 栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨 **保健事項**

詳細は
53ページ
参照

表示の方式等（食品表示基準第22条及び別記様式4）

別記様式4の備考に掲げる「玄米及び精米」に係るその他の表示規定は以下のとおりです。

別記様式4 備考抜粋

表示事項	その他規定
名称	・別記様式4の「名称」を「品名」と表示することができます。
原料玄米	・別記様式4の産地、品種又は産年を表示しないものにあつては、この様式中その事項を省略することができます。 ・別記様式4の産年及び精米時期をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の産年及び精米時期の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができます。 ・単一原料米にあつては、別記様式4の使用割合の事項を削除します。
その他	・別記様式4を縦書きで表示することができます。 ・別記様式4の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができます。 ・消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に表示することができます。

表示禁止事項（食品表示基準第23条第2項）

食品表示基準第18条、第19条及び第21条に掲げる表示事項に関して、一般用生鮮食品の農産物に掲げる表示禁止事項（30ページ参照）の他、玄米及び精米にあっては、次に掲げる表示禁止事項を容器包装に表示してはいけません。

- 「新米」の用語（原料玄米が生産された当該年の12月31日までに容器包装に入れられた玄米又は原料玄米が生産された当該年の12月31日までに精白され、容器包装に入れられた精米を除く。）
- 原料玄米のうち使用割合が50%未満であるものについて、当該原料玄米の産地（国産品又は輸入品の別を含む。）、品種又は産年を表す用語（使用割合を、産地、品種又は産年を表す用語のうち最も大きく表示してあるものと同程度以上の大ききで付してあるものを除く。）
ただし、食品表示基準第19条に規定するところにより表示する場合を除きます。
- 産地、品種又は産年を表す用語を表示する場合にあつては、当該用語のうち最も大きく表示してあるものよりも小さい大ききで付してある「ブレンド」その他産地、品種及び産年が同一でない原料玄米を用いていることを示す用語
ただし、食品表示基準第19条に規定するところにより表示する場合を除きます。

業務用生鮮食品

「業務用生鮮食品」とは、生鮮食品のうち、加工食品の原材料となるものをいいます。

表示事項及び表示の方式等（食品表示基準第24条及び第27条）

業務用生鮮食品は、容器包装に入れないで、かつ、①設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、②食品を製造し、又は加工した場所における販売の用に供する場合、又は③不特定又は多数の者に対する譲渡の用に供する場合を除き、次に掲げる表示事項をそれぞれ食品表示基準第18条及び第19条（一般用生鮮食品）に定める表示の方法に従い表示します。

なお、生鮮食品の形態のまま流通し、そのまま消費者に販売されるものは、業務用生鮮食品としての表示をするのではなく、加工食品の原材料とならない「一般用生鮮食品」としての表示をしなければなりません。

また、「計量法で規定する表示義務のある特定商品」（67ページ参照）については、計量法の規定に従い、「内容量」を表示する必要があります。

○ 容器包装に表示が必要な表示事項【別表第25に掲げる事項】

別表第24に掲げる事項（※1）	○ 名称（農産物（放射線を照射した食品、保健機能食品及びシアン化合物を含有する豆類を除く。）、鶏の殻付き卵（保健機能食品を除く。）及び水産物（保健機能食品及び切り身又はむき身にした魚介類を除く。）を除く。）
	○ 放射線照射に関する事項
	○ 乳児用規格適用食品である旨
	○ シアン化合物を含有する豆類に関する事項
	○ アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんごに関する事項
	○ 食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項
	○ 生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳に関する事項
	○ 鶏の殻付き卵に関する事項
	○ 切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項
	○ ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であって、生食用でないものに関する事項
	○ 切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であって、生食用のものに関する事項
	○ 冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたものに関する事項
	○ 生かきに関する事項

● 容器包装の他、送り状、納品書等（製品に添付されるものに限る。）又は規格書等（製品に添付されないものであって、当該製品を識別できるものに限る。）に表示できる表示事項【別表第25に掲げる以外の事項】

● 名称（容器包装に表示が必要な食品を除く。）	● 原産地（※2、※3）
-------------------------	--------------

※1：ただし、次に掲げる別表第24の表示事項は、業務用生鮮食品の義務表示事項から除きます。

・ 玄米及び精米に関する事項
・ 栽培方法
・ 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨（牛肉（内臓を除く。）であって生食用のものに限る。）
・ 子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨（牛肉（内臓を除く。）であって生食用のものに限る。）
・ 解凍した旨
・ 養殖された旨

※2：一般用加工食品に使用される業務用生鮮食品であって、当該一般用加工食品において原料原産地の表示義務がある原材料となるもの（当該一般用加工食品の対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の原産地を表示することを売買の当事者である食品関連事業者間で合意した場合を含む。）以外のものにあっては省略できます。

※3：国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を表示します。

義務表示の特例【表示不要事項】（食品表示基準第25条）

次の表に掲げる場合にあっては、該当する表示事項は不要です。

① 設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合	・名称 〔容器包装に入れられたシアン化合物を含有する豆類、アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも、りんご、食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）、生乳、生山羊乳、生めん羊乳、生水牛乳、鶏の殻付き卵、切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）、ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であって、生食用でないもの、切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であって、生食用のもの、冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの及び生かきを除く。〕
② 食品を製造し、又は加工した場所における販売の用に供する場合	・原産地
③ 不特定又は多数の者に対する譲渡（販売を除く。以下この表において同じ。）の用に供する場合	・名称 〔設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定又は多数の者に対する譲渡の用に供する場合に限る。〕
容器包装に入れないで販売する場合	・食品表示基準第18条第2項の表の中欄に掲げる事項 ・食品表示基準別表第24の中欄に掲げる表示事項

任意表示（食品表示基準第26条）

次に掲げる表示事項が食品の容器包装、送り状、納品書等（製品に添付されるものに限る。）又は規格書等（製品に添付されないものであって、当該製品を識別できるものに限る。）に表示される場合には、それぞれ定められた表示の方法に従い表示する必要があります。

◆ 栄養成分及び熱量

◆ ナトリウムの量

保健事項

保健事項

} 詳細は53ページ参照

表示禁止事項（食品表示基準第28条）

一般用生鮮食品の表示禁止事項として掲げる食品表示基準第23条第1項の表示禁止事項を、業務用生鮮食品の容器包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示してはいけません（30、33又は37ページ参照）。